

猪名川町告示第16号

猪名川町子ども・子育て支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱をここに告示する。

令和8年3月6日

猪名川町長 岡 本 信 司

猪名川町子ども・子育て支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

令和8年3月6日

要綱第12号

猪名川町子ども・子育て支援事業補助金交付要綱（平成27年要綱第60号）の一部を次のように改正する。

別表を次のとおり改める。

別表（第2条、第3条関係）

補助事業名	算定基準額	補助対象経費	補助率
延長保育事業	内閣府	内閣府	10/10
放課後児童健全育成事業	「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に規定する基準額	「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に規定する対象経費	
利用者支援事業			
多様な事業者の参入促進・			
能力活用事業			
一時預かり事業			
地域子育て支援拠点事業			

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

猪名川町子ども・子育て支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱（案）新旧対照表

改 正 条 文				現 行 条 文			
別表(第2条、第3条関係)				別表(第2条、第3条関係)			
補助事業名	算定基準額	補助対象経費	補助率	補助事業名	算定基準額	補助対象経費	補助率
延長保育事業	内閣府	内閣府	10%	延長保育事業	内閣府	内閣府	10%
放課後児童健全育成事業	「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に規定する基準額	「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に規定する対象経費	10%	放課後児童健全育成事業	「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に規定する基準額	「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に規定する対象経費	10%
利用者支援事業				一時預かり事業			
多様な事業者の参入促進・能力活用事業				地域子育て支援拠点事業			
一時預かり事業							
地域子育て支援拠点事業							